、前回の調査からこんなことがわかりました /

30歳未満の金融資産残高の約80%は預貯金

世帯主の年齢階級別金融資産残高の構成比(総世帯)

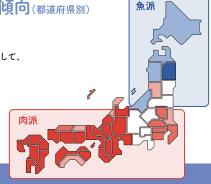
金融資産残高	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100 (%)
平均 (12,797千円))			63.6				19.0		16.0	1.4
30歳未満 (1,948千円))				78.4				10.6	7.7	3.4
30歳代 (5,205千円))			69.	2			1	6.0	12.0	2.7
40歳代 (9,112千円))			63.5				21.0		12.2	3.3
50歳代 (14,013千円))	55.9						24.3		16.9	2.9
60歳代 (18,959千円))			62.1				20.1		17.1	0.8
70歳代 (17,342千円))			66.2				16.6	5	16.9	0.4
80歳以上 (16,194千円))			69.	0			14	l.1	16.6	0.1
預貯金 生命	保険など	有価	証券	その他							

お肉とお魚の消費状況の地域的傾向(Mään県別) -肉類と魚介類との支出金額割合-

令和元年調査の結果から、肉と魚の消費状況の地域的傾向として、 西側では肉の方が消費が多く、東側では肉と魚がほぼ同じか、 魚の方が多くなっていることがわかります。

■ 魚に対する肉の割合=55%以上 ■ 53%以上55%未満

■ 47%以上49%未満 ■ 45%以上47%未満 ■ ~45%未満



調査の内容などについてわからない点等がございましたら、下記にご連絡ください。

総務省統計局全国家計構造調査コールセンター

0570-02-7272

設置期間: 令和6年8月1日(木)から令和6年12月15日(日) 受付時間: 午前8時~午後9時(土・日・祝日含む) ※IP電話などからは、03-6628-7882におかけください。(この場合、所定の通話料金がかかります。) ※ナビダイヤルの通話料金は、固定電話・携帯電話いずれも所定の通話料金となります。

調査員の訪問日程などに関するご連絡は、下記にお願いします。

香取市企画政策課 統計担当 0478-50-1206

月~金 午前8時30分~午後5時(祝日除く)







総務省では、都道府県・市区町村を通じて、令和6年10月から11月までの2か月間「令和6年全国家計構造調査」を実施します。この地域にお住 まいの世帯の確認のため、8月以降に調査員が訪問して、世帯主の氏名などをお尋ねしますので、ご多忙中恐れ入りますが、よろしくお願いします。

みなさまのお住まいになる地域が調査対象となりました

この地域の中から調査を お願いする世帯が選ばれます 全国家計構造調査は、「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づき 実施する、国の重要な統計調査です。



全国家計構造調査ってどんな調査なの?

全国家計構造調査は、家計における消費、所得、資産及び 負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、 構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とし、

全国約9万世帯を対象に実施します。 この調査は「統計法」という法律に基づいた基幹統計で、

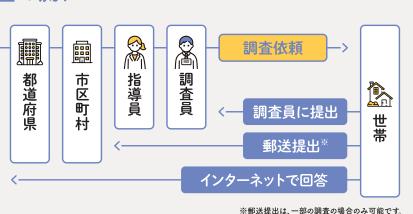
回答の義務があります。 1959年から5年ごとに行われ、今回が14回目に当たります。



調査の流れ

围

(総務省統計局)



どうしてこの地域が調査対象となったの?

全国のすべての世帯について調査を行うには、膨大な費用と時間と人手が必要になります。 そこで、一定の統計上の抽出方法によって一部の地域を選んで調査し、 全体を推計する方法を利用しており、その結果、この地域で調査することとなりました。

全国-

中町村

全国約1,700市町村 から、約1,000市町 村を選定します。



市町村→調査は

調査市町村の中から約 7,000の調査地域を選 定します。



調査地域→ 調査世

調査地域の中から12世帯、 全国で合計約90,000世帯 を選定します。



調査対象 約90,000

調査員はどんな人?

調査員は「調査員証」を必ず携帯しています

都道府県知事が任命した地方公務員です。

統計調査員は、調査対象の方々を訪問し、 調査票の記入依頼や調査票の回収といった 統計調査の仕事の中で基本的で重要な部分を受け持っています。 全国家計構造調査の調査員は、



第●●●号

全国家計構造調査 調査員証

f名 南 明奈

この者は、令和6年全国家計構造調査の 調査員であることを証明する。

任命期間. 令和6年00月00日から 令和6年00月00日まで

令和6年 ●月 ▲日

■■但知事

調査をよそおった、かたり調査にご注意ください



金銭を要求することや、

クレジットカード番号等をお聞きすることはありません。 政府の統計調査をよそおった不審な訪問者や、 不審な電話・電子メールなどにご注意ください。 不審に思った際には、回答しないで、速やかにお住まいの 都道府県、市町村又はコールセンターにお知らせください。

個人情報は保護されます

統計法では、調査員をはじめとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。



守秘義務

調査に従事して知り得た個人や団体の秘密を漏らしてはならない。



利用制限

統計調査の目的以外に、調査票の記入内容を利用したり、提供してはならない。



適正管理

記入された調査票を適正に管理する ための措置を講じなければならない。

調査の結果はこのように利用されます

国や地方公共団体の政策の基礎資料として幅広く使われています。

介護保険料の 算定基準の検討

税制改正に伴う政策効果の予測

生活保護の 扶助額基準の検討

所得格差・資産格差の 現状把握

